

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 80 号	登録年月日	令和元年 6 月 14 日（2019 年 6 月 14 日）
申請番号	第 147 号	申請年月日	平成 29 年 10 月 19 日（2017 年 10 月 19 日）
特定農林水産物等の区分	第一類 農産物類 野菜類（すいか）		
特定農林水産物等の名称	ダイエー スイカ 大栄 西瓜、Daiei Suika		
特定農林水産物等の生産地	鳥取県東伯郡北栄町・琴浦町、倉吉市		
特定農林水産物等の特性	「大栄西瓜」は、西日本有数のスイカの産地である北栄町（旧大栄町）を主産地として栽培されている、100 年を超える栽培の歴史があるスイカである。交配後、約 48 日頃まで完熟させたスイカである。 市場からは、形状、品質にバラツキが少なく、果実中心部と皮ぎわの糖度差が少ない、安定した品質・供給が確保できるスイカとして高い評価を得ている。特に、大玉のスイカにおいてはその空洞果の少なさが評価され、贈答用としての需要のほか、カット販売用としての小売店からの需要がある。（別紙 1-1、別紙 1-2 参照） また、主要市場（京浜及び京阪神）での主たるスイカの取扱時期（6 月及び 7 月）においては、それら市場で取り扱われる鳥取県産スイカの 7～8 割が「大栄西瓜」であり、「スイカ」産地としての評価が定着している。		
特定農林水産物等の生産の方法	「大栄西瓜」の生産方法は以下のとおりである。 （１）品種 近年の気象状況や大栄西瓜としての特性（大玉、完熟）等を踏まえ、生産者団体が地域内で試験栽培し選定した品種とする。 （２）栽培方法 パイプハウスまたは露地トンネルを利用した雨よけ栽培とし、1 株当たりの着果数を 2～3 果に限定する。 また、未熟果の出荷を防ぐため、交配後、約 48 日頃まで完熟させたスイカを出荷する。 （３）出荷規格 出荷規格は、玉重量 3.0 kg 以上、糖度 11 度以上、腐敗変質していないもの、病害のないものであり、これらを全て満たすものを「大栄西瓜」として出荷する。 （４）最終製品としての形態 「大栄西瓜」の最終製品としての形態は青果（すいか）である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「大栄西瓜」の主産地である北栄町は大山山麓の北東の麓にあり、日本海に面した海岸線を北端にして南西に長く、なだらかな黒ボクの丘陵地を形成している。この黒ボク土は肥沃で保水性と透水性が良く、スイカ栽培に適した自然条件となっている。 昭和 60 年から平成 5 年にかけて行われた国営かんがい排水事業によりほ場のかん水設備の利用が可能となり、より好適なスイカの		

	栽培環境が整ったことにより雨よけ栽培が実現し、品質の安定、出荷の管理が促進された。 また、鳥取中央農業協同組合の下部組織として集落ごとに 22 のスイカ生産組合が存在しており、出荷体制、品種、規格、検査が統一されていなかったため、生産組織の強化を図るため、昭和 48 年に各生産組合を統一し、「大栄町農協西瓜組合長協議会」（現「大栄西瓜組合協議会」）が設立された。昭和 48 年からは同協議会で決定した方針のもと、大栄町内に育苗センターを設置し、病気に強く、生育が揃った接ぎ木苗を生産者に供給するとともに、統一された整枝方法、着果節位と現在と同じ出荷基準に基づき、スイカを 1 玉ずつ叩いて検査を行い、当該生産方法、出荷基準を満たしたスイカのみ「大栄西瓜」の統一名で販売。品質にバラツキの少ない完熟スイカとしての生産を地域で徹底して行ってきた。 さらに平成 6 年には当時 4 か所にあった集荷場を 1 か所に統合することとし、荷受け・品質検査・選果・箱詰めまでの行程が自動化され 5 万個／日の処理能力を有する「大栄西瓜統合選果場」の整備を行った。この共同選果体制により出荷の効率化、流通体系が整い、「大栄西瓜」の安定した品質の確保が確立された。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	1907 年（明治 40 年）に刊行された鳥取県農会報第 117 号によると、鳥取県由良村（大栄地区。現北栄町。）において明治 40 年にスイカの栽培が始まったとされている。特に昭和 30 年の接ぎ木技術の普及、同 41 年以降のトンネル栽培の導入により、栽培が安定しスイカの生産が拡大した。 その後、昭和 48 年に、22 集落のスイカ生産組合が 1 つにまとまり、「大栄町農協西瓜組合長協議会」が設立された。「大栄西瓜」を統一銘柄とし、栽培方法や出荷基準を統一し、完熟で果実中心部と皮ぎわの糖度差が少なく、空洞果が少ないスイカが生産されるようになった。 平成 17 年 10 月 1 日に大栄町と北条町が合併し北栄町となった後も、既に「大栄西瓜」の名称やその評価が広く認知されていたため、名称の変更を行わず現在も「大栄西瓜」として生産されている。また、栽培面積の拡大により、土壌条件等が同じである北栄町に隣接した琴浦町、倉吉市においても生産が行われている。
規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項	法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	鳥取中央農業協同組合 鳥取県倉吉市越殿町 1409 番地 代表理事組合長 上本 武

備考

1. [登録生産者団体の代表者の変更]

変更年月日：令和5年8月30日（2023年8月30日）

（変更前）代表理事組合長 栗原 隆政

（変更後）代表理事組合長 上本 武